

【本書該当箇所】(61頁)

第1編 商法総則・商行為法 V 営業譲渡 2 営業譲渡の効力 [3] 債務者に対する効力、
の後に以下の[4]を続ける。

【4】 詐害的な営業譲渡

平成26年の会社法の改正に伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」とする。)が成立し、一部を除き、改正会社法が施行される日と同日に施行されている。右整備法は、会社法改正に連動して、商法にも新たな規定が置かれることを明らかにしている(整備法1条)。

これに従い、商法では新たに18条の2の規定が新設されている。同条によれば、営業譲渡に際して、譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者(残存債権者)を害することを知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、右譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、右譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、残存債権者による右債務の履行請求は認められない(同条1項)。

譲受人の右債務の履行責任は、譲渡人が残存債権者を害することを知って営業を譲渡したことを知った時から2年以内に請求または請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。営業の譲渡の効力が生じた日から20年を経過したときも同様である(同条2項)。

また譲渡人について破産手続開始の決定または再生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、譲受人に対して右債務の履行請求をする権利を行使することができない(同条3項)。

以上の規制は、会社法において、詐害的な会社分割・事業譲渡について残存債権者が害される危険性に配慮し、新たな規制がなされることになることから(会759条4~7項, 761条4~7項, 764条4~7項, 766条4~7項, 23条の2), 商法上の営業譲渡についても、同趣旨の規定を置くことにしたものである。